

## 会議記録

会議名	政策会議
開催日	令和7年11月25日(火)
議題	1 政策会議付議事項について 2 その他

### 1 政策会議付議事項について

- 12月定例会に向けての対応について  
一般質問の答弁調整及び会期日程についての確認を行った。
- 部局間において調整を要する事項（重要事務事業の計画、方針等）  
《市民環境部》

#### ① 勤労青少年ホームのあり方について

概要：勤労青少年ホームの老朽化や勤労青少年の利用が少なく設置目的どおり十分に活用されていないという実態を踏まえ、庁内検討会議における協議及び利用者等を対象としたアンケートを実施した。公共施設マネジメント推進委員会に検討の経緯を提示し、同委員会で審議した結果に基づき同施設の廃止に向けて手続を進めるもの。

結果：了承

#### 【主な質疑応答】

- ・ 公共施設マネジメント推進委員会の審議内容は、公開されるのか。  
(健康部長)  
→会議録は公開せず、資料を提示して審議の流れを説明する。(市民環境部長)

#### 《福祉部》

#### ① 第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画(令和8年度～令和13年度)の策定について

概要：社会福祉法に基づく第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の素案について、政策会議後に職員に対する意見照会を行う。

第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)のパブリックコメントは令和7年12月19日(金)から1月19日(月)までの1か月間実施する。説明会は、市役所、下新倉児童館、総合福祉会館で実施する予定。12月16日(火)開催の全員協議会でも説明する予定。

結果：了承

### 【主な質疑応答】

- ・ こどもも、パブリックコメントの対象に入っているのか。先に実施した地域福祉計画に関するアンケートは、こどもワークショップでこどもから意見を聴いているため、こどもの意見に対するフィードバックをお願いする。（子どもあんしん部長）  
→こどもを含む、民生委員・地区社会福祉協議会等の多様な関係主体との意見交換を実施し、その結果を計画に反映している。また、こどもの意見についても、これらの意見と併せて検討を行っている。（福祉部長）

### ● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

#### 《福祉部》

##### ① 和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例を定めることについて

概要：現在、関係機関への名簿の提供については、本人の同意に基づき実施しているが、同意を得られた人数は少なく、災害時の迅速な避難支援につなげることが困難である。

そこで、災害時に多くの命を救うため、災害対策基本法に基づき、同意がない場合であっても不同意の意思が明示されない場合には、同意を得たものとして取り扱うことで名簿を提供できる制度を条例で制定する。

なお、パブリックコメント、全員協議会については、地域福祉計画等（案）と併せて実施する。

結果：了承

### 【主な質疑応答】

- ・ これまでに自治会に対する説明の場を設けているのか。（市民環境部長）  
→自治会には、地域福祉計画の説明と併せて条例化についても説明を行うこととしている。（福祉部長）
- ・ 本人が同意したかどうか判断があいまいな人や意思表示ができない人への対応はどのようなものか。また、名簿への掲載が支援につながるかどうかや登録人数の増加によって支援に漏れが生じないかについてはどのように考えているか。（都市整備部長）  
→災害時に人命を最優先する観点から、登録者を増やす方向性で条例を制定する。登録者については、個別避難計画を作成することとし、服薬状況や使用している医療機器等の情報等を、ケアマネジャー等と協力して整理する。これにより、地域とのつながりを強化し、災害時の迅速かつ適切な支援につながると考える。（福祉部長）
- ・ 意思表示ができない未就学児については、どのように対応されるのか。（子どもあんしん部長）

→本制度の対象は要介護者としており、未就学児については保護者とともに避難することが想定されるため、名簿登録の対象には含めていない。（福祉部長）

## ● 付議事項以外の連絡事項等

### 《企画部》

#### ① 政策会議付議書作成要領の周知について

概要：会議の円滑な運営と会議録公開の適正化を図るため、政策会議付議書作成要領を定めた。政策会議の付議事項について、本要領を踏まえた対応をお願いするもの。

結果：継続

#### 【主な質疑応答】

- ・ 行政会議規則との整合性について問題はないか。また、付議事項以外の連絡事項に分類される重要な事項については、会議録への記載の要否を検討する必要がある。（子どもあんしん部長）  
→行政会議規則との整合性について、再度確認する。（企画部長）
- ・ ホームページに掲載している付議事項の一覧表においても、付議事項以外の連絡事項等は記載しないという認識でよろしいか。（市民環境部長）  
→お見込みのとおり。（企画部長）

#### ② 市民参加条例に基づく審議会等の手続の徹底について

概要：和光市市民参加条例第12条に基づき、審議会等の手続の徹底を図るため、会議等の開催周知及び会議録の公開期限内の公開を徹底いただくようお願いするもの。期限は、「市職員のみで構成される会議については1か月、外部関係者（有識者・市内公共的団体等の役員・公募による市民等）を含む会議については2か月以内を原則」とする。

結果：了解

#### 【主な質疑応答】

- ・ 市民参加条例に関連して、総合振興計画の中間見直しにあたって、パブリックコメントや市民説明会の実施の予定はないのか。（総務部長）  
→パブリックコメントは現在実施中である。市民説明会に関しては動画配信にて実施している。全員協議会への説明は、パブリックコメント募集期間終了後に実施し、議員からの意見も反映できるよう調整を行う。（企画部長）

## «子どもあんしん部»

### ① 子ども・若者部会から出されたアンケートに対する意見について

概要：8月と11月に実施した子ども・若者部会から、全庁的に実施しているアンケートにも通じる貴重な意見を頂いた。各部局において施策推進する上で必要な視点と思われることから、報告するもの。

結果：了解

#### 【主な質疑応答】

- なし

## 2 その他

### ① 障害福祉計画における表記の統一について（福祉部長）

概要：現在の障害福祉計画においては、「障害児・者」に代わる用語として「チャレンジド」を用いてきたが、今後は両者を区別し、「障害児・者」を使用していく方針である。この件については、自立支援協議会に報告のうえ、理解を得ているところである。また、例年12月に障害者週間中に開催している「チャレンジド合同展示会」については、今年度から「障害者アート展」に名称を変更して実施する予定である。なお、本件は障害福祉施策の大幅な転換を意図するものではない。名称変更の経緯については、「障害者アート展」開催の際に、サイボウズ掲示板及びホームページにて併せて周知を行う。

結果：了解

#### 【主な質疑応答】

- なし

### ② 文書管理システムの導入にあたって（総務部長）

概要：現在、文書管理システムの試行期間中であるが、12月1日からは従前の紙による決裁から、システムによる電子決裁へ本格的に移行する。（総務部長）

文書管理システムの導入にあたって、決裁権者等が審査に必要な時間をとれるよう、余裕をもった回議及び合議を行うことの意識徹底を改めてお願いする。なお、要決裁日の前日に回議に付する場合は、主務課長が直接市長に説明を行うものとする。（市長）

結果：了解

#### 【主な質疑応答】

- なし

以上